

## 神戸港紋章使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は神戸港紋章（以下、「紋章」という。）を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、紋章とは、神戸港を国内外に PR するために、神戸開港 150 年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が作成した紋章（大紋章、小紋章）をいう。

### (権利の帰属)

第3条 紋章の一切の権利は、実行委員会に帰属する。

### (使用届の提出)

第4条 紋章を使用する者（以下、「使用者」という。）は、本要綱の内容を承諾したうえで、すみやかに様式に定める神戸港紋章使用届（以下、「使用届」という。）を実行委員会に提出しなければならない。ただし、次の場合には使用届の提出を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が使用するとき
- (2) 報道機関が報道のために使用するとき
- (3) 個人が営利を目的とせず個人の発信するブログ、SNS 等において使用するとき
- (4) その他実行委員会が認めるとき

### (成果物の提出)

第5条 使用者は、紋章を使用した成果物について1部を実行委員会に提出するものとする。

- 2 前項の成果物は、写真等の提出により替えることができる。

### (使用の禁止)

第6条 使用者は、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、紋章を使用することができない。

- (1) 神戸港の信用および品位を害すると認められるもの
  - (2) 法令及び公序良俗に反すると認められるもの
  - (3) 政治、宗教、思想等の目的のために使用するもの
  - (4) 自己の商標とする等、独占的に使用し、又は使用のおそれがあると認められるもの
  - (5) 商品に使用する場合に、当該商品の品質、性能等が公的機関の認定等が必要な場合に当該認定が得られていないもの
  - (6) その他実行委員会が使用を不適切と認めるもの
- 2 実行委員会は、使用届の内容および使用実態について適当でないと認めるときは、使用者に対しその使用の中止や成果物の回収を求め、使用者は異議なくこれに従う

ものとする。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用届に記載した目的にのみ使用すること。第4条ただし書きにより届出を免除される場合には当該各号以外の目的に使用しないこと
- (2) 使用者以外の第三者に紋章を使用させること
- (3) 色調（モノクロは可）、縦横比、形状を変化させないこと
- (4) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと

(使用料)

第8条 使用料は、無料とする。

(使用期間)

第9条 紋章の使用期間は、一年間とする。

(使用実績の公表)

第10条 使用者は、実行委員会が紋章の使用実績について使用者名、使用目的等を公表することを了承するものとする。

(損害の補償)

第11条 実行委員会は、使用者が紋章の使用にあたって損失等が発生した場合の補償等については一切の責を負わない。

附則

この要綱は、平成29年5月12日から施行する。